

土木部

令和3年(2021年)11月24日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3（2021）年度補正予算概要.....	1～2
2 函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する 条例の骨子.....	3～8
3 函館市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の 構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	9～21
4 函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の骨子.....	22～23
5 公の施設の指定管理者の指定について.....	24～29
6 市道の路線認定および変更について.....	30～31

1 令和3（2021）年度補正予算概要

一般会計

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
公共施設整備事業費	△ 261	公園等整備費減	△ 261 (地方債) 公園整備事業債 600 (その他) 森林整備等対策基金繰入金 △ 868

[繰越明許費]

(追 加)

款	項	事 業 名	金 領
8 土 木 費	2 道路橋梁費	道 路 整 備 事 業 (橋梁長寿命化対策事業)	169,000

[債務負担行為]

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
湯の川地区活性化推進費 (道路整備事業)	令和3(2021)年度から 令和4(2022)年度まで	143,000
舗装道補修業務委託料	令 和 4 (2022) 年 度	112,520
区画線設置業務委託料	令 和 4 (2022) 年 度	15,279
道路清掃業務委託料	令 和 4 (2022) 年 度	4,548
道路整備事業費	令和3(2021)年度から 令和4(2022)年度まで	300,000

※湯の川地区活性化推進費および道路整備事業費の路線内訳については、別紙道路整備事業施行箇所一覧表2ページのとおり

(変更)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
白石公園管理委託料	131,940	131,000
すずらんの丘公園管理委託料	189,215	179,713
空港緑地志海苔ふれあい広場管理委託料	139,305	135,660
恵山シーサイドパークゴルフ場管理委託料	81,655	77,529

道路整備事業施行箇所一覧表

<道路舗装（湯の川地区活性化推進費分）>

路線番号	路 線 名	施 行 箇 所	道 路 舗 装	摘 要
			延 長(m)	
1	中 環 状 通	湯川町1丁目15~16	275	2次改築

<道路舗装（道路整備事業費分）>※工事の早期発注により、施工時期の平準化を図ることを目的とするもの。

路線番号	路 線 名	施 行 箇 所	道 路 舗 装	摘 要
			延 長(m)	
2	谷 地 頭 4 号 線	谷地頭町22~谷地頭町11	180	オーバーレイ
3	内 環 状 通 2 号	時任町31~人見町25	500	オーバーレイ
4	東 山 墓 園 通	五稜郭町27~中道1丁目23	540	オーバーレイ
5	松 見 通 2 号	柳町11~本通1丁目22	350	オーバーレイ
6	放 射 4 一 1 号 線	柏木町42~川原町3	280	オーバーレイ
7	湯 川 3 一 15 号 線	湯川町3丁目14~戸倉町316	300	オーバーレイ
8	緑 園 通	榎本町8~湯川町3丁目29	250	オーバーレイ
9	高 松 新 湊 線	高松町526~中野町191	600	オーバーレイ
10	松 見 通 4 号	東山3丁目1~東山町117	400	オーバーレイ

2 函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯等の構造の技術的基準に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

- ア 自転車通行帯の設置要件や構造基準を新たに定める。
- イ 交通安全施設に自動運行補助施設を追加する。
- ウ 歩行者利便増進道路の構造基準を新たに定める。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>(15)～(20)</u> (略)</p> <p>(21) 計画交通量 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）第2条第21号の規定により、道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、市が定める自動車の日交通量をいう。</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 視距 車線（車線を有しない道路にあっては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。</p> <p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第4条 道路を新設し、または改築する場合における法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次条から<u>第45条</u>までに定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第5条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第36条の規定により車道に狭さく部を設ける場合</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) 自転車通行帯</u> <u>自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分</u>をいう。</p> <p><u>(16)～(21)</u> (略)</p> <p>(22) 計画交通量 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）第2条第22号の規定により、道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、市が定める自動車の日交通量をいう。</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) 視距 車線（車線を有しない道路にあっては、車道<u>（自転車通行帯を除く。）</u>。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。</p> <p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第4条 道路を新設し、または改築する場合における法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次条から<u>第46条</u>までに定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第5条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道<u>（自転車通行帯を除く。）</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第36条の規定により車道に狭さく部を設ける場合</p>

においては、3メートルとすることができます。

(副道)

第7条 (略)

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第9条 (略)

(新設)

狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができます。

(副道)

第7条 (略)

2 副道 (自転車通行帯を除く。) の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第9条 (略)

(自転車通行帯)

第9条の2 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第11条 自動車および自転車の交通量が多い第3種（第4級および第5級を除く。次項において同じ。）または第4種（第3級および第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートルであるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量

(自転車道)

第11条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量

が多い第3種もしくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第12条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第13条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。），歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第34条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

が多い第3種もしくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートルであるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第12条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道または自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第13条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。），歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道もしくは自転車通行帯を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第34条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項および第3項、第13条第3項および第4項、第16条第2項および第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項ならびに第29条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項および第3項、第13条第3項および第4項、第16条第2項および第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項、次条第1項および第2項ならびに第45条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(新設)

(小区間改築の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第9条の2第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項および第3項、第13条第3項および第4項、第16条第2項および第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項ならびに第29条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条の2第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項および第3項、第13条第3項および第4項、第16条第2項および第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項、次条第1項および第2項ならびに第45条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者利便増進道路)

第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等（法第33条第2項第3号に規定する歩行者利便増進施設等をいう。以下この項において同じ。）の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるとときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、函館市高齢者、障害

者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第40号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

(道路に設ける道路標識の寸法)

第46条 (略)

(道路に設ける道路標識の寸法)

第47条 (略)

3 函館市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴う自転車歩行者専用道路等の構造に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

ア 移動等円滑化のために必要な道路に自転車歩行者専用道路および歩行者専用道路を追加する。

イ 旅客特定車両停留施設の構造基準を新たに定める。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条～第2条の2）
第2章 <u>歩道等</u> （第3条～第10条）	第2章 <u>歩道等および自転車歩行者専用道路等の構造</u> （第3条～第10条）
第3章 <u>立体横断施設</u> （第11条～第16条）	第3章 <u>立体横断施設の構造</u> （第11条～第16条）
第4章 <u>乗合自動車停留所</u> （第17条・第18条）	第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> （第17条・第18条）
第5章 <u>路面電車停留場等</u> （第19条～第21条）	第5章 <u>路面電車停留場等の構造</u> （第19条～第21条）
第6章 <u>自動車駐車場</u> （第22条～第32条）	第6章 <u>自動車駐車場の構造</u> （第22条～第32条）
(新設)	
第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> （第33条～第37条）	第7章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u> （第33条～第43条）
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（ <u>第4号</u> および第13号に限る。），道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。	第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（ <u>同条第1項第4号</u> および第13号に限る。），道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路もしくは階段、路面電車停留場の乗降場または自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設もしくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員または除雪のために必要な幅員 <u>を除いた</u> 幅員をいう。	(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、 <u>自転車歩行者専用道路</u> 、 <u>歩行者専用道路</u> 、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路もしくは階段、路面電車停留場の乗降場または自動車駐車場もしくは <u>旅客特定車両停留施設</u> の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設もしくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員、 <u>除雪</u> のために必要な幅員または <u>函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例</u> （平成25年函館市条例第39号）第46条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を <u>除いた</u> 幅員をいう。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

(新設)

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

3 歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装等)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等に排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造および設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章 歩道等および自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路および歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 (略)

2 (略)

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、当該道路の存する地域および歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

5 歩道もしくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）または自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等または自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装等)

第5条 歩道等または自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等または自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等または自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

(勾配)

第6条 歩道等または自転車歩行者専用道路

以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内り幅は1.4メートル以上とし、内り奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)・(4) (略)

(5) 篠および昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6)・(7) (略)

(8) 篠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 篠内に、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10)～(12) (略)

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠および昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている

等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）または自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設の構造

（エレベーター）

第12条 (略)

(1) (略)

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、内り幅は1.4メートル以上とし、内り奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)・(4) (略)

(5) 篠および昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることまたは籠外および籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(6)・(7) (略)

(8) 篠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(9) 篠内に、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(10)～(12) (略)

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠および昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている

場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) (略)

第4章 乗合自動車停留所

第5章 路面電車停留場等

第6章 自動車駐車場

(新設)

(新設)

場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) (略)

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 路面電車停留場等の構造

第6章 自動車駐車場の構造

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第33条 公用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができます。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができます。

イ 自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路

を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーターまたは傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）または傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとすること。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

(新設)

第34条 移動等円滑化された通路と公用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができます。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定

める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができます。

イ 自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

(新設)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内り幅は1.4メートル以上とし、内り奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。

(2) 籠および昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠および昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内り幅および内り奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

(新設)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とするこ

と。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができます。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号および第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

(新設)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号および第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうちのいずれかが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することができない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設かれていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先および昇降方向を音声により知らせる設

	<u>備を設けるものとする。</u>
(新設)	<p><u>(階段)</u></p> <p><u>第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号および第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。</u></p>
(新設)	<p><u>(乗降場)</u></p> <p><u>第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>(2) <u>旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>(3) <u>横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができます。</u></p> <p>(4) <u>乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留または駐車の用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</u></p> <p>(5) <u>当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</u></p>
(新設)	<p><u>(運行情報提供設備)</u></p> <p><u>第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p>
(新設)	<p><u>(便所)</u></p> <p><u>第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、</u></p>

「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(新設)

(乗車券等販売所、待合所および案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所および案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所または案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所または案内所に表示するものとする。

(券売機)

(新設)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合

は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第7章 移動等円滑化のために必要な
その他の施設等

(案内標識)

第33条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場および自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

(新設)

第8章 移動等円滑化のために必要な
その他の施設等

(案内標識)

第44条 (略)

2 (略)

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所もしくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）または同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場ならびに自動車駐車場および旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口および第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚

(新設)

2・3 (略)

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチおよびその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(新設)

(新設)

障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路について、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路およびエスカレーターの上端および下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4・5 (略)

(休憩施設)

第46条 歩道等または自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチおよびその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な運動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第36条 歩道等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場および自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場および自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第37条 歩道等および立体横断施設においては、

歩道等、自転車歩行者専用道路等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場および旅客特定車両停留施設には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場および旅客特定車両停留施設の路面または床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第48条 歩道等、自転車歩行者専用道路等においては、

て、積雪または凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝または雪覆工を設けるものとする。

よび立体横断施設において、積雪または凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝または雪覆工を設けるものとする。

4 函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

自動運行補助施設に係る占用料の額を定めるため

(2) 改正内容

道路法施行令に準じ、自動運行補助施設（電磁誘導線、磁気マーカーなど）を設置する場合の道路占用料の額を新たに定める。

(3) 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

函館市道路占用料徴収条例 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
占用物件		単位	占用料の額		単位
(略)			(略)		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	(略)	長さ1メートルにつき1年	550	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの
	外径が1メートル以上ものの				長さ1メートルにつき1年
(新設)					
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	910	道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他 の柱類	1本につき1年	730
(略)	(略)		その他のもの	上空に設けるもの	460
(略)				地下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年
				その他もの	270
					910
備 考 1～8 (略)			法第32条第1項第4号に掲げる施設	(略)	(略)
			(略)	(略)	
			(略)		
備 考 1～8 (略)					

5 公の施設の指定管理者の指定について

(1) 函館市都市公園（北部地区）の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市都市公園（北部地区）

位置 函館市五稜郭町44番ほか

イ 指定管理者の名称ならびにその構成団体の住所、名称および代表者の氏名

(ア) 指定管理者の名称

函館市公園管理コンソーシアム

(イ) 構成団体

代表団体 住所 函館市美原1丁目26番8号

名称 一般財団法人函館市住宅都市施設公社

代表者の氏名 理事長 國安 秀範

住所 函館市昭和1丁目7番11号

名称 函館造園建設業協同組合

代表者の氏名 理事長 高瀬 勝彦

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

函館市公園管理コンソーシアム

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

689, 976千円

(2) 白石公園の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 白石公園

位置 函館市白石町208番地ほか

イ 指定管理者の住所、名称および代表者の氏名

住所 函館市末広町22番21号

名称 株式会社マルゼンシステムズ

代表者の氏名 代表取締役 田中 千尋

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

株式会社マルゼンシステムズ

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

131,000千円

(3) すずらんの丘公園の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 すずらんの丘公園

位置 函館市滝沢町93番地1ほか

イ 指定管理者の住所、名称および代表者の氏名

住所 函館市石川町243番地

名称 株式会社桔梗造園

代表者の氏名 代表取締役 山本 久明

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

株式会社桔梗造園

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

179, 713千円

(4) 空港緑地志海苔ふれあい広場の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 空港緑地志海苔ふれあい広場

位置 函館市志海苔町 298 番地 1 ほか

イ 指定管理者の名称ならびにその構成団体の住所、名称および代表者の氏名

(ア) 指定管理者の名称

空港緑地志海苔ふれあい広場田中潦風園・道南園芸コンソーシアム

(イ) 構成団体

代表団体 住所 函館市東山町 144 番地の 50

名称 株式会社田中潦風園

代表者の氏名 代表取締役 田中 太

住所 函館市桔梗町 461 番地 46

名称 株式会社道南園芸

代表者の氏名 代表取締役 西谷 勝則

ウ 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

空港緑地志海苔ふれあい広場田中潦風園・道南園芸コンソーシアム

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められたため候補者とした。

オ 管理委託料

135, 660 千円

(5) 函館市熱帶植物園の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市熱帶植物園

位置 函館市湯川町3丁目1番15号

イ 指定管理者の住所、名称および代表者の氏名

住所 函館市深堀町4番8号

名称 特定非営利活動法人函館エコロジークラブ

代表者の氏名 理事長 福西 秀和

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

特定非営利活動法人函館エコロジークラブ

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

354, 115千円

(6) 函館市恵山シーサイドパークゴルフ場の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市恵山シーサイドパークゴルフ場

位置 函館市高岱町59番地1ほか

イ 指定管理者の住所、名称および代表者の氏名

住所 函館市石川町243番地

名称 株式会社桔梗造園

代表者の氏名 代表取締役 山本 久明

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

株式会社桔梗造園

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

77,529千円

6 市道の路線認定および変更について

(1) 市道路線認定調書

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	幅 員 m	延 長 m	認 定 理 由
4644	日吉3-42号線	日吉町3丁目9番219地先から 日吉町3丁目9番221地先まで	4.00 ~6.00	77	寄附
4645	富岡2-88号線	富岡町2丁目56番8地先から 富岡町2丁目56番8地先まで	4.00	53	寄附
4646	富岡3-52号線	富岡町3丁目176番50地先から 富岡町3丁目176番32地先まで	6.00	106	寄附
4647	富岡3-53号線	富岡町3丁目176番51地先から 富岡町3丁目176番44地先まで	4.00 ~6.00	82	寄附
4648	神山1-13号線	神山1丁目15番6地先から 神山1丁目13番1地先まで	6.00 ~13.00	80	寄附
4649	石川114号線	石川町181番1地先から 石川町179番4地先まで	8.00	215	土地区画整理事業
4650	石川115号線	石川町171番2地先から 石川町171番2地先まで	6.00	19	開発行為
計	7路線			632	

(2) 市道路線変更調書

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点	幅 員 m	延 長 m	変更理由
4472	昭和団地通1号	旧	石川町181番2地先から 赤川1丁目20番1地先まで	16.00 ~31.50	2,386	区画整理事業により整備された道路の引き継ぎに伴う起点の変更
		新	石川町177番2地先から 赤川1丁目20番1地先まで	16.00 ~31.50	2,607	
4498	石川95号線	旧	石川町226番37地先から 石川町229番3地先まで	6.00	37	区画整理事業により整備された道路の引き継ぎに伴う終点の変更
		新	石川町226番37地先から 石川町225番8地先まで	6.00	一部未供用 (72) 302	
4541	石川98号線	旧	石川町167番14地先から 石川町180番11地先まで	8.00	315	区画整理事業により整備された道路の引き継ぎに伴う起終点の変更
		新	石川町181番1地先から 石川町167番14地先まで	8.00	359	
計	(3)路線				(72) 530	() 未供用

市道路線増減合計	
路線数	延 長
+7路線	(+72m) +1,162m